

**マイナンバーカード申請の休日  
受付を市民会館で行います**

【問合せ】市民課 市民係  
☎77316661

市役所の開庁時に来庁できない人を対象に、カード申請を受け付けます。顔写真がない人は、無料で撮影します。

会場では申請の受け付けのみを行い、カード交付は行いません。カードの交付・受取方法などは、お問い合わせください。

混雑時は、お待ちいただく場合があります。

**日時** 2月24日(日)、3月10日(日)

午前9時～正午

**会場** 市民会館1階ロビー

**持ち物** 通知カード、マイナンバーカード交付申請書、顔写真付きの

本人確認書類(運転免許証、パスポート、在留カード、身体障害者

手帳など)、保険証・預金通帳など、6か月以内に撮影した顔写真(横3.5cm×縦4.5cm)、住民

基本台帳カード(ある人)、印鑑

※代理人が申請する場合は、申請者の顔写真と申請者が記入したマイナンバーカード交付申請書が必要です。15歳未満は、親権者などの法定代理人が申請してください

**容器包装ごみの分別にご協力ください**

【問合せ】廃棄物対策課  
☎78210339

よりよいリサイクルのために、容器包装ごみ(ペットボトル、その他のプラスチック容器包装類)の分別にご協力ください。

**種類と分け方**

ペットボトル、その他のプラスチック容器包装類、白トレイ(大和地域のみ)を混ぜずに分けて、それぞれ指定ごみ袋に入れる。

**対象外のもの**

油や汚れ、臭いの落ちないもの、プラスチック製品

**出し方**

- ・黄色文字の家庭用「容器包装ごみ袋」を使用する。
- ・家庭ごみ収集カレンダーで収集日を確認する。

・収集日の午前8時までに各地区で決められた収集場所(ごみステーション)に出す。

**ペットボトルのリサイクル状況**

ペットボトルは、(公財)日本容器包装リサイクル協会や民間の資源化業者で処理し、自動車用カーペット、ユニフォーム、たまごバックなどに再生されています。

平成29年度ペットボトルの資源化実績  
(大和地域分を除く)

	資源化量	歳入
(公財)日本容器包装リサイクル協会	61 t	2,572,750円
民間の資源化業者	56 t	2,081,250円
計	117 t	4,654,000円

**障がい者虐待防止法をご存知ですか**

【問合せ】  
福祉課 障がい福祉係  
☎77316667

FAX 77316723

平成24年10月に施行された障がい者虐待防止法は、障がい者だけでなく、養護者も支援する法律です。

障がい者が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら生活していくために、地域のみなさんの協力が重要です。障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応にご協力ください。

障がい者虐待とは、障がい者の家族・親族や施設の職員、雇用主などが行う次の行為です。

**身体的虐待** 暴力や体罰によって身体を傷つけ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって体の動きを抑制する行為。

**性的虐待** わいせつな行為をしたり、させたりすること。

**心理的虐待** 脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。

**放棄・放任** 食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせないなど。

**経済的虐待** 本人の同意なしに(あるいはだますなどして)財産や年金、賃金を使うなどする。本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

**障がい者虐待に関する通報・届出・相談の対応窓口**

- ・福祉課 障がい福祉係
- ・休日・夜間(午後5時15分～午前8時30分)

本庁舎当直  
☎77316660

※休日・夜間の緊急相談などは、当直員が受理し、速やかに福祉課に連絡・報告します